

寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書

地方公務員の給与改定は、国の職員、民間事業の従事者等の給与その他の事情を総合的に勘案した上で方針が決定されるところ、昨年８月、人事院は、冬季間の寒冷・積雪による暖房費等の補填を目的とする国家公務員の寒冷地手当について、支給地域を大幅に改定する旨を勧告し、その影響は地方自治体にも広がりつつある。

今回の改定には、長野県内の支給地域の縮小も含まれるが、その根拠とされる「メッシュ平年値 2020」は、豪雪地帯対策特別措置法上の豪雪地帯である中野市の平均積雪量を 0 センチメートルと推計するなど、地域の実態とは異なる点があり、寒冷地の判定に適したデータとは言い難い。

地方自治体によっては、職員の生活への影響、勤務条件の悪化による十分な公務人材確保への悪影響、人事異動に係る管理上の支障等を懸念し、支給地域を縮小しないことなども検討されているが、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額となるため、各自治体の独自の判断による支給地域の維持は難しい。

よって、本市議会は、国会及び政府において、寒冷地手当の支給地域等の適正化を図り、同様な自然環境下にある公務員の労働条件の単純な後退にならないよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

記

- 1 寒冷地の判定に際しては、メッシュ平年値のみならず、様々なデータを参考とした上で、地域の実態に即して判断することとし、昨年８月の人事院勧告による支給地域の改定については見直しを行うこと。
- 2 地方自治体が支給地域を縮小せず、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った場合においても、特別交付税の減額措置は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

長野県駒ヶ根市議会

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長、人事院総裁